

令和7年4月1日
江東区立東陽中学校
校長 関根 淳之

江東区立東陽中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員による「東陽中学校いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

【東陽中学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

江東区立東陽中学校いじめ防止対策委員会（定期） 開催予定

回	日 程	内 容
第1回	6月 5日（木）	（基本方針の確認、現状報告）
第2回	12月16日（火）	（現状報告）
第3回	2月12日（木）	（次年度に向けて）

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「こうとう学びスタンダード」～ネクストステージ～の共通実践、授業規律の徹底を図ると共に、基礎・基本の定着のための反復学習を取り入れる。
- ・各学力状況調査を分析し、授業改善プランに基づく授業実践に努める。
- ・校内研修を充実し、生徒理解を深め、確かな学力の定着を目指し授業改善に努める

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・道徳授業の時数の確保、全体計画、年間計画に基づき道徳授業の充実を図る。
- ・教育活動全体を通して自他を愛し、人権を尊重する精神を育成する。さらに道徳的実践力を高める。
- ・道徳授業地区公開講座を実施し、家庭、地域との意見交換を深め協力体制を強化する。
- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制を確立させ、心の教育の充実を図る。

- (3) 体験活動の充実……他者とのかわりを通してコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- ・総合的な学習の時間に面接指導、職場体験、「ＴＯＹＯ寺子屋」等体験的活動を実施し、生徒自身の将来を見通し、生きる力を養う。
- ・総合的な学習の時間に、2, 3 学年合同学習「陽生学」を実施する。縦割り・課題別班構成による探求学習に取り組み、継続可能な学習姿勢を身に付けると共にダイバーシティの精神を養う。(コミュニケーション能力の醸成)

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付ける活動や考え方の違いに気付かせる活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・日常的に話し合い活動を取り入れ、生徒相互理解、信頼・協力関係を築かせる指導の充実を図り、定期的な教員の研修会を実施する。
- ・係活動の意義と大切さを理解させ、自発的・意欲的な充実した活動を推進する。

- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童・生徒の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・メディアコントロール週間を年3回実施し、メディアに触れないことの大切さを実感させる。取り組みに対する結果を、保健だよりで保護者・生徒および地域に周知することで、メディアコントロールの重要性を知らせる。
- ・SNS東陽中ルール・家庭ルールを策定し、情報モラルの向上に努める。
- ・平素から、情報モラルについて朝礼および学級活動等での講話を行う。

- (6) SOS の出し方に関する教育」の推進……児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・学級活動の時間を用いて年1回の「SOSの出し方に関する教育」を行う。その際にはDVDを活用し、適切な援助要求ができるようにする。
- ・朝礼で全校に向けての学校長が講話を行い、生徒や教職員の意識を高める。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・「ふれあい月間」に合わせ「いじめアンケート」を実施し、生徒の実態把握に努める。
- ・アンケート結果をもとに指導が必要と認める場合は、担任の聞き取りを実施し、その結果をもとに生活指導部が中心となり、管理職と相談し学校全体で組織的に取り組む。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・スクールカウンセラーによる、1年生への全員面接を実施する。
- ・教育相談期間を年2回設定し、個別の面談を実施する。
- ・都費及び区費のスクールカウンセラーとの連携を密にとり、特別支援委員会を有効活用し、生徒情報の理解と共有化を図り指導の充実に努力する。

- (3) ICT 機器等の活用……ICT 機器等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・chromebook を活用し、生徒・家庭（保護者）の状況を把握、学級担任との連絡を密に取りながら適切な助言を行っていく。
- ・ホームページ、すぐーるを活用し、情報発信に努める。
- ・学校だより、学年だよりを定期的に発行し、情報提供に努める。

- (4) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・校内研修会で、「生徒の共通理解を深める」「生徒理解について」をテーマとした研修を行い、教師の生徒理解に役立てる。その上で生徒一人一人の困り感を早期に発見し、学校全体で「報告・連絡・相談・確認」を徹底する。校内全体で情報共有を図り、具体的支援・見守りを行う。
- ・週1回、生活指導部会・特別支援委員会を開き、生徒の情報を共有し、具体的な手立てを検討し、実践していく。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、いじめの事実確認を行うとともに速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時招集し、具体的な措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒・保護者に対する指導を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。（学習権の保障）
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為については警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産を守ることを最優先に考え、区教育委員会とも相談の上、適切に対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態があったものとして調査して対応にあたる。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」での、調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。